

平成22年度 随意契約の公表

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの随意契約

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
施設管理課	「全国市有物件災害共済会」学校園建物総合損害共済保険加入	平成22年10月1日	社団法人 全国市有物件災害共済会	大阪市北区中之島1-3-20	3,783,041	契約継続条件の影響等の理由により、競争入札が適しないものため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市屋内プール内採光用天窓破損ガラス入替修繕	平成22年11月11日	㈱オーエンス	東京都中央区築地4-1-17	3,780,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市ネーミングライツ等募集支援業務委託	平成22年11月1日	㈱ベイキューブシー	千葉県千葉市中央区富士見2-7-5	1,194,690	プロポーザル方式により業者決定。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センターガスヒートポンプエアコン1補修	平成22年10月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	588,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター保健センター3階ファンコイル洗浄整備	平成22年10月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	863,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター連結送水管配管耐圧試験結果に依る不具合箇所改修	平成22年10月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	924,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター男女共同参画スペース天井カセット型ファンコイル吹込み口補修	平成22年10月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	748,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター大研修室天井カセット型ファンコイル吹込み口補修	平成22年10月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	1,140,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センターサンヨー吸収冷温水機本体整備	平成22年10月15日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	1,930,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市立屋内プール貫流ボイラー設備修繕	平成23年2月15日	㈱オーエンス	東京都中央区築地4-1-17	598,605	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター大会議室移動式観覧席部品補修	平成23年3月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	2,152,500	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市生涯学習センター高圧受電設備改修	平成23年3月1日	近鉄ビルサービス㈱	大阪市天王寺区上本町6-5-13	6,425,000	以降のメンテナンス及び関連機器への影響を考慮し、指定管理者のメンテナンス業者と契約。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	旧植田家資料「陶磁器」調査業務	平成22年11月5日	財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	1,355,550	同財団は、本市の外郭団体として、地域の文化の発展に寄与する文化財の調査・研究・活用等を行っており、専門性の高い本業務を遂行する上で適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	神宮寺(来迎寺)墓地文化財調査業務	平成22年11月15日	財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	1,268,400	同財団は、本市の外郭団体として、地域の文化財に対する高い専門性と文化財や歴史についての調査実績を有しており、本市の歴史の解明の一助となる本業務を遂行する上で適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)